

令和5年度むし歯のない子表彰式について

10月22日の美郷フェスタにて、むし歯のない子表彰式を行います。対象の方には、9月に案内通知を郵送していますので、ご確認のうえお越しください。

なお、対象の方で都合により出席できない方は、下記へ必ずご連絡ください。

日時◆10月22日(日) 午前9時30分～
(受付:午前8時50分～午前9時20分)
対象◆平成30年9月から令和元年8月生まれのむし歯のなかったお子さん(令和4年度に3歳児健診を受け、むし歯のなかったお子さんです)

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

美郷の子ども会夢応援事業

子ども会活動に係る費用の一部を助成しています

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に対して、費用の一部を助成しています。希望する方には申込書をお渡ししますので、町福祉保健課までご連絡ください。

助成金額◆対象経費の2分の1の額(千円未満切り捨て)
※上限額3万円

助成条件◆次の条件すべてに該当すること

- ①子どもたちが中心となって企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること
- ③一つの子ども会の計画または近隣の子ども会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子ども会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回らないこと

フライングディスクに挑戦してみませんか

障がい者スポーツ教室を開催します

対象者◆①身体、知的、精神に障がいのある方(在宅の方)
②障がい者スポーツ指導員
③スポーツ推進委員
④総合型地域スポーツクラブ関係者
⑤特別支援学校・障害者施設職員
⑥そのほか地域において障がい者スポーツの振興・普及に携わる方

日時◆10月24日(火) 午後2時～午後3時30分
(受付:午後1時30分～)

会場◆美郷町総合体育館リリオス

参加料◆無料

実施競技◆フライングディスク(動きやすい服装かつ上履きを持参のうえご参加ください)

申込期限◆10月17日(火) 必着

申込方法◆対象者の①から⑥の区分ごとに、下記へ参加申込書を提出してください(郵送・FAX可)。参加申込書は各申込窓口に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申込窓口◆

対象者区分	申込書提出先
①	町福祉保健課 福祉班 【住所】〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170-10 ☎0187(84)4907 FAX0187(85)2107
	社会福祉法人美郷町社会福祉協議会 【住所】〒019-1541 美郷町土崎字上野乙6-1 ☎0187(85)2294 FAX0187(85)2291
①以外	一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会 【住所】〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階 ☎018(864)2750 FAX018(874)9467

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

おやこふらっと広場事業へ参加しませんか

毎月第4土曜日に満3歳から小学校3年生までのお子さんとその保護者の方を対象に、親子で参加できる子育て支援の事業を行います。ぜひ、親子でご参加ください。

※参加を希望される方は申し込みが必要です(先着10組までとなります)。

事業内容◆ハロウィン工作をしよう

日時◆10月28日(土) 午前10時～午前11時30分

会場◆美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)

申込期限◆10月21日(土)

受付時間◆午前9時～午後5時(月曜日休館)

申 NPO法人みさぽーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

一般社団法人美郷町学校給食協会 正職員を募集します

町内の小中学校および認定こども園の給食調理・配送を行っている、美郷町学校給食協会の正職員を次のとおり募集します。

職種・人数◆①調理・給食車運転員1名(59歳以下)
②調理員1名(59歳以下)

業務内容◆①給食の調理、洗浄作業、給食配送車の運転(2tトラック)など
②給食の調理、洗浄作業、食材等の管理など

資格等◆①普通自動車免許(AT限定不可)
②調理師免許または栄養士資格

勤務地◆学校給食センター(北・南)、認定こども園(3園)のいずれか

採用年月日◆令和6年4月1日

勤務時間◆週40時間、週休2日制

給与形態◆月給制、賞与、扶養手当、通勤手当等

加入保険等◆健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、中退共

応募期限◆10月20日(金)

応募方法◆ハローワークを通じて応募してください。

ハローワーク大曲
☎0187(63)0335



問●一般社団法人美郷町学校給食協会 ☎0187(73)5171

国民年金に関するお知らせ

「年金生活者支援給付金」について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

新たに給付金を受け取ることができる方には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月初旬以降に郵送されていますので、請求書(はがき)を日本年金機構に提出してください。請求書に記載された提出期限を過ぎた場合でも、令和6年1月4日(木)までの提出分(必着)に限り、令和5年10月分からさかのぼって支給されます。令和6年1月5日(金)以降は、日本年金機構が請求書を受け付けた月の翌月分からの支給となります。

対象となる方

- ①老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たす方
 - ・65歳以上
 - ・世帯全員の住民税が非課税
 - ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が878,900円以下(778,900円を超え878,900円以下の方には「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます)
- ②障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が「4,721,000円(※1)+扶養親族の人数×38万円(※2)」以下の方
 - (※1)障害年金、遺族年金などの非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
 - (※2)同一生計配偶者のうち70歳以上の方または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

※年金生活者支援給付金を受給されている方で支給要件を満たす場合、新たな手続きは不要です。

※これから年金を受給される方は、年金の請求手続きと併せて年金生活者支援給付金請求書を提出してください。

年金生活者支援給付金を語る「詐欺」にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料等の金銭を求めたりすることはありません。

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903
大曲年金事務所 お客様相談室 ☎0187(63)2296